

第12回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成28年6月3日（金）15:50～16:05

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員12人（1名欠席）

資料：検討会資料

資料1 三重県手話言語条例案（概要）

資料2 三重県手話言語条例案

資料3 三重県手話言語条例案（附則関係）新旧対照表

資料4 「三重県手話言語条例」逐条解説（案）

（追加配付資料） 三重県手話言語条例案（縦書き）

委員：ただ今から、第12回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。

条例案の確定

委員：午前に開催されました全員協議会へのご出席につきましては、どうもありがとうございました。

本日は、全員協議会の結果を受けての条例案の確定をしたいと思います。

先ほどの全員協議会において説明した条例案に対する再検討や修正を求め
るご意見はございませんでした。

このことから、この条例案をもって検討会としての提出案としたいと思います
ですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、そのようにいたします。

（条例案〔縦書き〕を配付）

提出する形の縦書きのものです。

お手元に渡りましたか。署名は後ほど。では、今お手元に配布させていただ
いたものを条例案として提出にさせていただきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

三重県手話言語条例の逐条解説案について

委員：次に、三重県手話言語条例の逐条解説案について協議します。資料4をご覧ください。

三重県手話言語条例について、立案時の議論の結果と、条文の文言について
解説が必要であるとの意見が出された事項を踏まえ、当検討会としての考え方
を条文の逐条解説案としてまとめました。

逐条解説案では、当検討会における議論の結果を踏まえ、【趣旨】において

条文全体の考え方を整理し、【解説】において条文の文言に関する説明を行っています。

逐条解説案の概要につきましては、事務局より説明させます。

事務局：それでは、資料4の「三重県手話言語条例」逐条解説（案）を簡単にご説明させていただきます。

こちらは、まず2ページに、手話言語条例の概要を1ページにまとめてさせていただいております。それから、3ページには、条例検討会の検討経過をまとめさせていただきました。

それ以降の本文の解説ですけれども、【趣旨】と【解説】の二種類がございまして、先ほど委員からもご説明いただきましたが、【趣旨】につきましては、条例の内容を分かりやすく解説させていただいたものです。【解説】につきましては、条例の中で難しい文言などの用語についての解説、それから、検討会の議論、パブコメ等の結果を受けて、条文に反映しきれなかった部分やそういった検討会の思い、条例の成立過程などを記載することによって、今後条例を運用していくに当たっての考え方を示すものということにさせていただいております。

【趣旨】のほうは省略させていただきまして、【解説】の部分で、単純な用語の解説ではなく、条例検討会の中で色々議論のあった部分を載せさせていただいていることを紹介させていただきたいと思っております。

それでは、まず6ページをご覧ください。2番目の「手話等に関する基本理念」というところですが、こちらは、パブコメの中で、「手話等に関する基本理念」の「等」というのが分かりにくいということで、前回のときにご議論がございました。そこについては、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことですと説明をさせていただいております。

それから、3番目の「手話」につきましては、条例の検討の当初、日本手話を対象にするのか、それとも全体とするのかという意味合いの中で、手話を使う人の状況に合わせて、様々な使い分けがあることなどを踏まえて、手話の定義は設けずに、全体を広く対象にする。こういったことを書かせていただいております。

4番目の「ろう者」につきましても、「ろう者」の定義を設けるかとか、色々議論がございました。団体のご意見などを聞きながら、設けなかったわけなんですけれども、パブコメなどでも意見が出ておりましたので、下の部分に、「ろう者とは、聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」というような解説を加えさせていただきました。

5番目の「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会」というところですが、こちらは、「活躍」という言葉を入れるに際しましては、皆さんで共通の認識が必要だろうというご意見がございまして、検討会の中で確認させていただいた考え方をここに記させていただいております。

それから、7ページが一番下の「他人」の部分ですけれども、「他人」に家族が入るのかが条文を見ただけでは分かりづらいというご意見をいただいておりますので、そこもご説明をさせていただいております。

それから、8ページの第3条でございますが、2の「手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮」についても、説明が必要だということで、障害者基本法だとか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に、「合理的配慮」といったものが設けられておりますので、そういった考え方でやるということをご紹介させていただきました。

第2項の「観光地等」も、観光地だけなのかなどの議論がございまして、出張先や観光客等が訪れる滞在場所も含むということを書かせていただいております。それから、第3項におきましては、「手話通訳者その他手話を使用することができる者」。こちら、「手話通訳者等」とはどういうことかという議論がございましたので、そういった説明について、次のページで、「手話通訳者というのは①、②の者。それ以外の者——『その他の者』というのは、手話奉仕員というものが想定される」ということを説明させていただいております。

それから、その他の部分では、議会の責務についても議論があったと思うんですけれども、そういった議論があったということで、最終的には「県」の中に含まれるので、規定はしなかったということを書かせていただいております。

それから、少し飛びまして、12ページですけれども、12ページの事業者の説明のところの中で、医療とかそういった部分も重要だという意見も出ておりました。当然、事業者の中に入ってくるんですが、この例示のところにも、「医療」と明記をさせていただいております。

3番の「手話の使用に関して合理的な配慮」については、先ほど説明させていただいた部分というところでございます。

それから、少し飛びまして、第8条——14ページですけれども、「手話による情報の発信等」というところです。これは、発信だけでなく、受信も必要だというご議論がございましたので、「発信等」の中には、ろう者からの意見を県が手話を介して受け取る場合を含むと記載させていただいております。

第2項の1の「手話通訳者等の派遣」につきましては、パブリックコメントの中でも、「手話通訳者等」ということであれば、通訳者以外の者も含まれるということで、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員について、現在、国の制度の中ではできるので、そう書いてあるということを示させていただきました。

第3項の災害時の部分につきましても、手話通訳者の派遣が災害時の「必要な措置」に含まれるということを書かさせていただいております。

それと最後に、22ページの「部会」ですけれども、専門委員の規定の新設に

つきましては、協議会の正規の委員だけでなく、外部の当事者などが十分参加できるように、専門委員の規定を新しく設けたということを【解説】に記させていただきます。

以上、検討会の中の議論、考え方を盛り込んだ形の逐条解説ということになっております。以上でございます。

委員：ありがとうございました。この逐条解説案について、何かご意見とかご質問はございますか。

(意見なし)

よろしいですかね。これまでの皆さんの議論の思いを込めさせていただきます。

それでは、この案を当検討会としての逐条解説といたします。

条例検討会の総括

委員：以上をもちまして、本日の協議事項は終了いたしました。先ほど決定した条例案の提出後、8日(水)に開催される代表者会議及び議会運営委員会での協議の上、同日に本会議に上程される予定となっております。

その際、代表者会議及び議会運営委員会には、私と副座長が出席のうえ説明を行い、また、本会議での提案説明については、私が行いたいと思います。

それでは、委員の皆様におかれては、昨年10月に第1回検討会を開催して以来、12回にわたり、大変熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

ここで、一言だけ御礼を皆さんに申し上げたいと思います。本当に、10月から、皆さん熱心にご議論いただきまして、議提条例で条例を作ることがここまできた。本当にありがとうございました。

三重県議会は、議会改革をずっと進めてきて、議提条例を全国に比べて多く作っているという中で、今回、特に1期生の皆さんも初めて条例を作るという作業に関わっていただいたと思います。この経験をこれからも是非生かしていただきたいなと思います。とりわけ、この手話言語の条例につきましては、当事者の皆さんの思いが本当に多く詰まった条例であると思っております。多くの声をこの検討会を通じて聞かせていただくことができました。これから、条例が30日に制定された後に、この13名のメンバーが一番関わって、議論を最初からやっていただきましたので、それぞれの役割、それぞれの立場で、具体的な施策が進むように、それぞれが力を合わせて取り組んでいただけたらなと思っています。条例制定後もまた皆さんで頑張っていきましょう。色々ともありがとうございました。

それでは、ずっと縁の下で力持ちをやっていた副座長からも一言感想をお願いします。

委員：特に一言はないんですけども、座長のさばきが非常にすばらしかったので、

一番楽をさせていただきました。こうやって案を見させていただくと、感慨深いところがございますけれども、本当に皆様方と一緒に議論できたことが嬉しかったというか、良かったと思っています。一年間色々とお世話になりました。ありがとうございました。

委員：この際、委員の皆様からよろしいですか、感想は。

それでは、これを持ちまして閉会といたします。

なお、委員の方には、説明したい事項がありますので、このままお待ちを願います。

委員以外の方は、ご退席をお願いします。

(16:05 終了)